

林災防発第8号
平成30年4月9日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 林 紀 一 郎
(公印省略)

第13次労働災害防止計画を踏まえた取組について

林災防の業務運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働災害防止計画は、国が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づいて策定するもので、1958年（昭和33年）に産業災害防止総合5カ年計画が策定されて以来、これまで12次にわたって労働災害防止計画が策定され、その取組が推進された結果、労働現場における安全衛生の水準が大きく改善されましたが、今なお年間千人近くの方が労働災害で亡くなっている現実があります。

第13次労働災害防止計画の計画期間は、2018年4月1日から2023年3月31日までの5カ年で、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向けた全体の計画目標は、2017年と比較して、2022年までに死亡災害は15%以上減少、死傷災害は5%以上減少させることとする。また、重点とする業種別計画の目標は、建設業、製造業及び林業が15%以上減少、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店が死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少させることとしています。

また、計画の重点事項として、以下の8項目が掲げられています。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物資等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

更に、この（１）の具体的取組として、業種別・災害種別の重点対策の実施において、今回新たに「林業における伐木等作業の安全対策」について、次のように定められました。

- ①「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- ②下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- ③安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について林野庁や関係団体と連携して取り組む
- ④林野庁、関係団体等を交え、伐木等作業の安全対策の充実強化
- ⑤林野庁と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害防止対策について指導の充実

一方、このような状況の下、林災防本部は、「第１３次労働災害防止計画」を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、今後５カ年間に取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画」を策定することとしています。

つきましては、こうした状況を踏まえ、究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現のために、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を図るため、本部、支部、分会、会員事業場が一丸となって、今後策定される「林材業労働災害防止計画」を含め、第１３次労働災害防止計画を踏まえた取組が推進されますようご理解とご協力方お願い申し上げます。

なお、第１３次労働災害防止計画（概要）を添付しますので、ご活用下さい。

また、「林材業労働災害防止計画」については、策定され次第お知らせいたします。

□事務局

宇都宮市新里町丁２７７－１

TEL 028-652-2153

担当：大貫

栃木労働局 第13次労働災害防止計画(概要)

計画の目標

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日

全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業:死亡災害を15%以上減少させる。
陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店:死傷災害を5%以上減少させる。

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 交通労働災害対策
- 林業における伐木等作業の安全対策 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 受動喫煙防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用 等

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施 等